

# 岐阜県公報

## 目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定

(用地課)

ページ

号外(二) 令和二年五月二十九日

## 告示

岐阜県告示第二百二十四号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

令和二年五月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 起業者の名称

高山市

### 二 事業の種類

(仮称) 宮川人道橋左岸側整備事業

### 三 起業地

#### 1 収用の部分

高山市本町三丁目及び四丁目地内

#### 2 使用の部分

なし

### 四 事業の認定をした理由

(仮称) 宮川人道橋左岸側整備事業(以下「本件事業」という。)は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

#### 1 法第二十条第一号の要件への適合性

本件事業は、高山市が令和二年度完成予定の(仮称)宮川人道橋(以下「人道橋」という。)左岸側に、大正時代以前に建てられた町屋である旧大政染物店を活用し

たにぎわい創出施設を整備することで、国道一五八号以北の宮川を中心とした市街地（以下「下町エリア」という。）を抱える課題の解決を図り、観光地としての良好な歩行環境を整備するために計画したものであり、法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業の起業者である高山市は、「高山市第八次総合計画（平成二十七年度から令和六年度まで）」において、本件事業をにぎわいのある商業空間の形成のための重点事業として位置付け、必要となる財源については、議会の議決を経て平成三十一年度及び令和二年度の予算措置を講ずるとともに、令和三年度の予算確保を確約していることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

高山市は、多くの観光資源があり、国内有数の国際観光都市となっている。人道橋の右岸側において年中無休で行われる宮川朝市は、古い町並や高山陣屋等とともに高山市を代表する観光名所となっており、宮川朝市通りは、下町エリアでにぎわいのある唯一の通りとなっている。

しかしながら、宮川朝市通り周辺には、公衆トイレ、無料の休憩施設及び授乳室がないため、周辺の民家にトイレを借りに行く外国人が見られ、また、宮川朝市通りの道端や民家の敷地内に座って朝市で購入した物を食べる観光客の姿や、小さな子供を連れて授乳室を探して遠距離を歩く市民や観光客の姿が見られる状況となっている。また、宮川朝市通りの周辺には、桜山八幡宮のほか、日下部民芸館、吉島家住宅といった多数の観光名所が存在するが、宮川朝市周辺を散策する人が利用できる観光案内や情報発信の拠点となる公共施設がないため、下町エリア内の十分な観光情報が得られず、一部の高齢者や外国人観光客が目的とする施設にたどり着けないという状況であり、下町エリアの観光施設を訪れる観光客は、年々減少している。

本件事業の施行により、旧大政染物店の母屋を活用して、公衆トイレ、無料の休憩施設及び授乳室を有する施設が整備されることで、周辺の民家にトイレを借りに行く外国人が減少し、周辺住民の負担の軽減が図られる。さらに、道端や民

家の敷地で飲食する観光客が減ることで、宮川朝市周辺の環境が改善されるとともに、小さな子供を連れた市民や観光客が遠距離にある授乳室まで歩く必要がなくなり、宮川朝市周辺を散策する観光客等の利便性の向上が図られる。また、旧大政染物店の土蔵を活用し、観光案内や情報発信の拠点機能を整備することで、目的地にたどり着けない一部の高齢者や外国人観光客をなくすことができ、下町エリアにおける観光客等の回遊性の向上が図られる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）に定める対象事業ではない。また、起業地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定による周知の埋蔵文化財等はなく、岐阜県希少野生生物保護条例（平成十五年岐阜県条例第二十二号）の規定による指定希少野生生物保護区域外であり、保護のために特別の措置を講ずべき指定希少野生生物は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、下町エリアに存在する場所であること、造成が容易であること、事業目的を遂行するために必要な面積の確保が図られること等の条件を考慮して選定した三案を比較検討し、技術的、経済的及び社会的な面から総合的に判断した結果、最も優れた案を選定していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

四 総合的判断

本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、宮川朝市周辺は、観光地としての利便性に課題があり、

朝市を管理する飛騨高山宮川朝市協同組合から公衆トイレ設置の要望がなされている。また、上町エリアの観光施設とは対照的に、下町エリアの観光施設を訪れる観光客は年々減少しており、観光案内や情報発信拠点の整備は必要不可欠となっている。したがって、これらの喫緊の課題について早急に改善を図る必要があると認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

(三) 総合的判断

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

高山市役所商工観光部商工課

令和二年五月二十九日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社